

図 6-8 感染性廃棄物の判断フロー
(環境省環境再生・資源循環局：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル、平成 30 年 3 月より一部改変)



図 6-9 バイオハザードマーク
(環境省環境再生・資源循環局：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル、平成 30 年 3 月)

医療関係機関等は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該廃棄物を引き渡す際に、定められた様式による産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要な事項を記入して交付しなければならず、産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しによって確認しなければならない（図 6-10）。

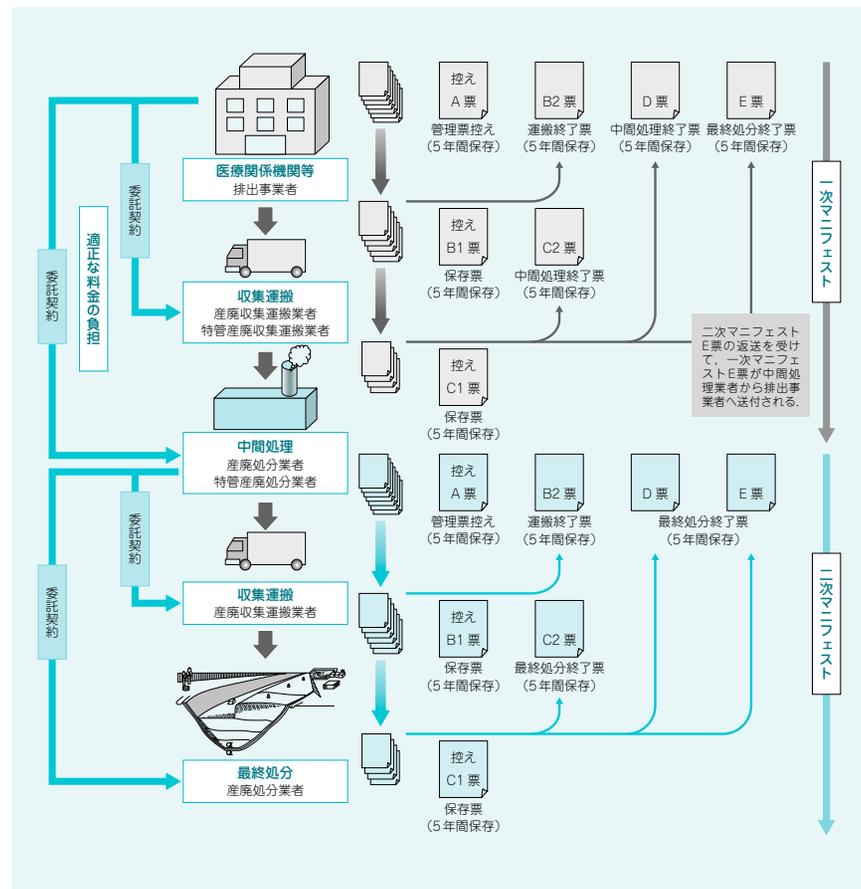


図 6-10 産業廃棄物の処理（他人に委託して処理する場合）と産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ
(環境省環境再生・資源循環局：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル、平成 30 年 3 月より一部改変)

5. 院内感染対策委員会

入院施設を有する医療機関には、院内感染対策の1つとして、院内感染対策委員会の設置が「医療法」で義務づけられている。感染対策チーム（ICT）が現場での実行部隊であるのに対し、院内感染対策委員会（ICC）はICTの統轄と組織としての意思決定機関、諮問機関としての役割を担う。小さな組織では、ICTとICCが一体であることもある。

院内感染対策のための体制の確保に係る措置
 3章（p. 36）参照。

ICT
 Infection Control Team

ICC
 Infection Control Committee